

第763回むつ市教育委員会会議

規則の一部改正議案 新旧対照表

目

次

議案第 1 号	むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則	…… 1
---------	-----------------------------	------

むつ市教育研修センター条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、むつ市教育研修センター条例（平成4年むつ市条例第12号）第4条の規定に基づき、むつ市教育研修センター（以下「センター」という。）の<u>管理運営</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 センターに所長を置くほか、必要に応じ総括主幹、主幹、主任指導主事、指導主事、主任主査、主査、主任、主事、教育相談専門官、教育相談員及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 <u>センターの開館時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、むつ市教育研修センター条例（平成4年むつ市条例第12号）第4条の規定に基づき、むつ市教育研修センター（以下「センター」という。）の<u>組織</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員)</p> <p>第2条 センターに所長を置くほか、必要に応じ総括主幹、<u>所長補佐</u>、主幹、主任指導主事、指導主事、主任主査、主査、主任、主事、教育相談専門官、教育相談員及びその他必要な職員を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 所長補佐は、所長を補佐し、所務を整理する。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>

(休館日)

第5条 むつ市教育研修センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、所長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 教育委員会が定める学校閉庁日

